

マイナンバーの紐付けに関する総点検について

- 総点検の「中間報告」にあわせ、保険証一体化検討会の「最終とりまとめ」の内容も踏まえ、今後の再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」としてとりまとめ。
- マイナンバー制度及びマイナンバーカードに対する信頼確保に向け、政策パッケージを着実に実施していく。

1. 総点検に関する中間報告

- ① 調査の結果、個別データ総点検を行うべき業務及び対象機関
- ② マイナンバーの紐付け方法に係る業務実態の調査結果
- ③ 個別データ総点検の実施方法等
 - ・ 誤った紐付けの修正
 - ・ 情報漏洩の有無に関する調査
- ④ 総点検実施機関への支援
- ⑤ マイナポータルを活用した確認の推進
 - ・ 自身の情報が誤っていないかどうか、マイナポータルで確認

2. 再発防止対策

- ① マイナンバー登録事務に関する横断的ルール策定
 - ・ 各種申請時におけるマイナンバーの記載の義務化
 - ・ マイナンバー登録に係る事務に関する横断的なガイドラインの策定と徹底
- ② マイナンバーの照会方法の改善
 - ・ J-LISにマイナンバーを照会する場合には、原則4情報での照会
- ③ マイナンバー登録事務のデジタル化
 - ・ マイナンバーカードからマイナンバーを取得し、人手を介さずに登録を行うことが出来る仕組み作りの実施と普及

3. 国民の信頼回復に向けた対応

- ① 健康保険証との一体化への移行のあり方
 - ・ 資格確認書の交付と利用方法
- ② マイナンバーカード取得の円滑化
 - ・ 国民のニーズに対応したカード取得に向けた環境整備（特急発行・交付の仕組みの構築、福祉施設・支援団体向けのマイナンバーカードの取得・管理にかかるマニュアルの策定、暗証番号の設定が不要なカードの交付、郵便局窓口を活用した申請の実施など）
- ③ マイナ保険証の利用の促進
 - ・ マイナ保険証を実際に使ってもらうための広報・促進策
- ④ マイナ保険証のデジタル環境の整備
 - ・ マイナ保険証のスマホ搭載の推進
 - ・ 電子処方箋の普及
 - ・ 次期マイナンバーカードへの移行
 - ・ 病院の読み取り機の増設及び読み取り精度の向上
- ⑤ マイナ保険証のメリットを実感いただける実効的な仕組みづくり
 - ・ 過去の健康・医療データに基づいたより質の高い医療の推進
 - ・ 多剤重複投薬・併用禁忌の防止
 - ・ 転職時・転居時等の保険証の切り替えや更新が不要化
 - ・ 低い窓口負担
 - ・ 電子処方箋の普及（再掲）

マイナンバー総点検の進め方

6月21日	第1回マイナンバー情報総点検本部
7月中	マイナンバーの紐付け作業の実態把握の調査 紐付け方法の確認結果を踏まえ、個別データの点検が必要な対象機関の整理
8月8日	マイナンバー情報総点検本部にて、健康保険証・共済年金の紐付け誤りの点検結果を公表するとともに、個別データの点検対象を政策パッケージと併せて発表。
8月9日～	デジタル庁が司令塔となり、制度所管省庁が紐付け実施機関と具体的な点検範囲、点検方法、点検期限等について協議
8月中下旬	個別データの点検に本格的に着手
↓	定期的に個別データの点検の進捗状況について公表（概ね月に1回） (※個別の自治体名を公表するものではない)
原則秋	個別データの点検作業終了

(総点検終了後の今後の取組み)

- 住基システムと自動連携していない自治体事務について、人為的ミスに対応する観点から、認定の更新など本人の状況を確認する機会などに合わせて、住基ネット照会を実施することにより、定期的かつ体系的に入力誤りを発見し、是正する取組みを行う。
※住基システムと自動連携している場合であっても、住登外者を対象とした同様の取組みを行う。
- 医療保険、障害者手帳以外の自治体事務について、秋以降に、各事務の運営の実態を踏まえ、原則1年以内に、その初回の確認の取組みを行う。

マイナンバーの紐付けに関する一斉点検等に向けた市区町村へのお願い

- 市区町村におかれては、**7月中に、各省庁から発出した現状の紐付け方法に関する調査について、ご協力頂き感謝**致します。昨日、政府の「マイナンバー情報総点検本部」が開催され、「政策パッケージ」が示されたところです。(資料1・2)
- 一斉点検については、紐付け方法に関する調査の結果、自治体のご意見も踏まえ、関係省庁とともに個別データ点検が必要な場合を整理しました。**都道府県毎に、管内市区町村も含め、個別データ点検が必要な団体と対象事務を、各省庁から示しております。** <例>生活保護:都道府県単位で4・市区町村単位で約80 介護保険:市区町村単位で約90
住民税:市区町村単位で約200 児童手当:市区町村単位で約60 の機関が対象。
- **今後、制度所管省庁から個々の団体に改めて確認を行い、最終的に個別データ点検が必要な対象団体・事務を確定**させた上で、8月21日の週に、正確な対象団体数・対象団体名が公表される予定です。具体的な点検範囲、点検方法などについては、**本日デジタル庁において、紐付け実施機関向けの説明会が開催されるほか、今後制度所管省庁からも連絡がなされる**予定です。
- **個別データ点検は、個別の団体の事情に配慮しながら、原則として11月末までに行うこととなります。**また、**点検の進捗状況については、月に1回報告**することとされていますのでご注意ください。進捗報告の具体的な方法についても、今後、関係省庁から連絡がなされる予定です。
- 市区町村においては、**庁内の横断的な進捗管理のための体制整備**や**点検作業に対応するための人事的配慮**などの対応をお願い致します。点検作業において課題がある場合には、必要に応じて制度所管省庁にご相談頂くほか、分野横断的な課題については総務省にも適宜ご相談頂くようお願い致します。
- なお、「総点検終了後の今後の取組み」として、住登外者に係る事務や都道府県事務など、住基システムと自動連携していないものについて、人為的ミスに対応する観点から、J-LIS照会を実施することにより、入力誤りを発見・是正する取組みを行うこととされています。具体的な進め方は、自治体の意見も伺いながら、今後制度所管省庁が示すこととなりますが、自治体の負担も考慮し、期限を含め効率的かつ柔軟な実施を図ってまいりたいと考えています。